

# 湖南省農業委員会だより

令和5年11月15日発行

第28号

湖南省農業委員会

湖南省中央一丁目1番地

TEL 0748-71-2362

## 湖南省農業の発展のために

## 農業委員会会長 上田 和子

この度の改選により、新たに農業委員14人、農地利用最適化推進委員8人が任命・委嘱されました。この新しい組織体制のもと、会長を務めさせていただくことになりました。責任の重さを痛感するとともに、微力ではございますが、鋭意努力し、職務に邁進して行く所存です。

さて、近年の社会情勢の変化により地域農業が大きく変わり、農業を取り巻く環境は厳しく、予断を許さない状態です。

我が市においても農業者による離職者の増加、担い手不足、耕作放棄地や遊休農地の再生・活動等課題は山積みしております。このような状況下において、私ども農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の代表者として、湖南省の農業の発展と優良農地を次世代に繋げるためにも、一丸となり、その責務を果たして参ります。

今後とも、湖南省農業委員会活動にご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。



## 農業委員・農地利用最適化推進委員を紹介します (任期: 令和5年7月20日から令和8年7月19日)

●農業委員会 会長 上田 和子  
職務代理者(副会長) 上西 一嗣

### ●農業委員(議席順)

氏名	担当地区
青木 幸男	— (※5)
芦田 吉夫	岩根東・岩根西・岩根花園
森本 洋司	針・平松
上西 一嗣	下田東・下田北
山元 一彦	東寺・西寺・丸山
谷 利章	下田西・下田南
坂田 清美	菩提寺東(※3)
岡本 文雄	菩提寺西(※4)
中村 由樹	正福寺
上田 和子	石部西(※2)
高田 薫	石部東(※1)
樋口 宏	朝国・岩根東口
井上 弘光	三雲・妙感寺・吉永・夏見
小島 博子	柑子袋

### ●農地利用最適化推進委員(区域別)

区域	氏名	担当地区
第1区 (甲西中学校区)	山中 清伸	三雲・妙感寺・吉永・夏見
	西尾 孝	針・平松・柑子袋
第2区 (石部中学校区)	山本 規夫	石部東・石部西
	竹内 勉	東寺・西寺・丸山
第3区 (甲西北 中学校区)	深谷 博	朝国・岩根東口・岩根東
	勝村 耕作	岩根西・岩根花園
	望月 義治	正福寺・菩提寺東 菩提寺西
第4区 (日枝中学校区)	谷口 三彦	下田東・下田西 下田南・下田北

(※1)石部東: 県道石部草津線より東側 (※2)石部西: 県道石部草津線より西側 (※3)菩提寺東: 県道竜王石部線より東側  
(※4)菩提寺西: 県道竜王石部線より西側 (※5)中立委員(担当地区設定なし)

## 委員研修会を開催

新たな農業委員会のスタートにあたり8月4日、(一社)滋賀県農業会議から講師を招き、全委員による研修会を開催しました。農地利用の最適化活動と委員の役割、農地法等について学びました。



## 🌸 退任者に感謝状 🌸

長年にわたり委員会活動に従事し、今年7月の任期満了をもって退任された方々に、感謝状が贈られました。  
(敬称略)

- 全国農業会議所会長表彰  
千代 茂喜 加藤 伸造
- 滋賀県農業会議会長表彰  
高畑 守 森田 幹雄  
谷口 照雄 谷口 忠一

## 農地の適正な管理をお願いします！

近年、農業者の高齢化などにより遊休農地が増加しています。農地が遊休化すると、**雑草や雑木が繁茂**し火災発生の原因となるほか、有害鳥獣の潜入やごみの不法投棄の恐れがあるなど、**周辺農地や近隣住民への迷惑**にもなります。

農地は一度荒れてしまうと再び耕作可能な状態に戻すには容易なことではありません。農地を遊休化させないために、**耕起・草刈り・除草**を行うなど、**農地の適正な管理**をお願いします。

今年度の農地パトロール▶



## 人・農地プランが地域計画に変わります！

### 地域計画とは？

地域での話し合いにより、目指すべき将来の農業のあり方と農地利用の姿を明確にする計画です。

これまでは、地域での話し合いに基づき、地域において目指すべき将来の農業のあり方を明確にする「人・農地プラン」という計画を地域ごとに作成していました。

地域計画とは、この人・農地プランに、目標地図（農地一筆ごとに、今後利用する農業者を示した地図）を新たに追加するイメージになります。

地域計画の作成後は、この目標地図に基づいて、農地の管理、貸し借りを行うことになります。

また、地域計画に含まれた農地については、原則、農地転用や農業振興地域からの除外手続きができません。

令和7年3月までに、現在、人・農地プランがない地域を含めて計画を作る必要があります。

（ただし、市街化区域は、地域計画を作成する必要がありません）

## 無断転用は農地法違反です！

農地を転用する場合は農地法による手続きが必要です。

転用する際は必ず農業委員会事務局に相談してください。

※農地転用とは、農地を建物の敷地や資材置場、駐車場など農地以外の用地に転換することです。

## ★事務局からのお知らせ

●安心して豊かな老後のために… **農業者年金** に加入しましょう！ 農業に従事する方なら広く加入いただけます  
加入要件は3つ・・・① 60歳未満 ② 年間60日以上農業に従事 ③ 国民年金1号被保険者 の方

●経営と暮らしを応援 **全国農業新聞** を購読しましょう！

農政・農業に関わる情報や話題をお伝えする農業専門誌です。（毎週金曜発行）購読料 月額700円(税込)  
※申し込み・問い合わせ：農業委員会事務局（71-2362）